【改訂 R8.11】

芦屋市役所手続チェックシート

芦屋市から市外・国外へ引越しされる方へ

※国外への転出は、マイナポータルでのオンライン手続きはご利用いただけません。

芦屋市 引っ越し・住まい



※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで
オンライン転出手続（来庁不要）を行うことができます。
2ページ目以降に記載の手続につきましても、是非とも
郵送申請（来庁不要）をご利用ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方、窓口手続をご希望の方の、
転出手続は**北館1階**（市民課）の記載台までお越しください。

まずは、
届出書をご記入ください。

（窓口手続に**必要**なもの）

・窓口にお越しになる方の**「本人確認書類」**

本人確認書類（例）

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点必要



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか　・パスポート　・障がい者手帳　・在留カード
・官公署発行の顔写真付きの本人確認書類など

2点必要

・資格確認書（健康保険）　・年金手帳
・福祉医療費受給者証
・介護保険被保険者証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※有効期限があるものは、期限内のものに限ります。

代理人の方が手続するときは

・代理人として来られた方について本人確認いたします。
・手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や
委任状等により確認いたします。

窓口受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日、年末年始除く）
市役所代表番号：0797-31-2121

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続	必要なもの	受付窓口 （電話番号）	郵送申請
マイナンバー	**マイナンバーカード**をお持ちの方 ※国外転出の場合の注意事項 ・国外転出予定日の前日までにお手続きが必要です。 手続きをせずに国外転出されるとマイナンバーカード本体が廃止になります。 ・マイナンバーカード本体の廃止による再交付申請の場合は有料です。 ※(2)以外の代理人の方は、手続できません。	＜国内転出＞不要 ＜国外転出＞海外継続利用	（1）：本人が手続する場合 ・本人のマイナンバーカード ・暗証番号［4けたの数字（住民基本台帳用）、6けた以上の英数字（署名用）］ （2）：本人と同一世帯の方または法定代理人が手続する場合 ・手続する方の本人確認書類 ・券面変更対象者のマイナンバーカード ・委任状・暗証番号［4けたの数字（住民基本台帳用）、6けた以上の英数字（署名用）］の記載された用紙を封筒に封入・封緘 ・法定代理人は、登記事項証明書等の代理権確認書類 （対象者が未成年で代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要）	⑥ 市民課 （0797-38-2070）	ー
保険・年金	**国民年金**に加入している方 ※国内に親族がいない方 →西宮年金事務所(0798-33-2944)	＜国内転出＞不要 ＜国外転出＞任意	国民年金第１号被保険者(学生や自営業の方など)が出国する場合、転出予定日の翌日をもって自動的に国民年金の資格は喪失となります。 ただし、引き続き年金加入を希望される場合は、任意加入できます。	⑦ 市民課 （0797-38-2036）	○ （電子申請可）
	国民健康保険に加入している方	国民健康保険 喪失	※保険課までお問い合わせください。	⑩ 保険課 （0797-38-2035）	○
	後期高齢者医療制度に加入している方 （75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいのある方）	後期高齢者医療 喪失	※保険課までお問い合わせください。	⑫ 保険課 （0797-38-2037）	○
こども	**児童手当**を受給している方	消滅手続 （公務員は除く）		⑰ こども政策課 （0797-38-2117）	○
	乳幼児等医療費受給者証・こども医療費受給者証 をお持ちの方	各受給者証 喪失手続	乳幼児等医療費受給者証/こども医療費受給者証	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
	児童扶養手当を受給している方	＜国内転出＞届出住所変更 ＜国外転出＞喪失手続 （満18歳の3/31まで）	※こども政策課までお問い合わせください。	⑰ こども政策課 （0797-38-2045）	○
	母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方	母子家庭等医療費助成 喪失手続	母子家庭等医療費受給者証	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
	保育所へ通所している方	保育所 継続利用・退所	※ほいく課までお問い合わせください。	⑯ ほいく課 （0797-38-2128）	○
	小学生・中学生で引き続き従前校へ通学希望のお子さん がいる方	区域外就学手続 （転出後も引き続き従前校へ通学を希望する場合のみ）	※管理課までお問い合わせください。	㊵ 管理課 （0797-38-2085）	○
	放課後児童クラブ（学童保育）へ入会している方	学童保育 退会	※青少年育成課までお問い合わせください。	㊻ 青少年育成課 （0797-38-2110）	○

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続	必要なもの	受付窓口（電話番号）	郵送申請
高齢				
介護保険に加入している方 （65歳以上の方、または介護認定を受けている40歳以上の方）	・還付口座の登録 ・受給資格証明書交付 ・介護保険被保険者証等の返納	※高齢介護課までお問い合わせください。	㉒ 高齢介護課 （0797-38-2046）	○
高齢者バス運賃割引証をお持ちの方 （70歳以上の方）	高齢者バス運賃割引証 喪失手続	※高齢介護課までお問い合わせください。	㉑ 高齢介護課 （0797-38-2044）	○
高齢期移行助成※を受けている方 ※65歳～69歳の方のうち、非課税世帯で一定の条件を満たす方に対する医療費助成	高齢期移行助成 喪失手続	高齢期移行受給者証	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
障がい				
障がい福祉サービス・移動支援・日中一時支援受給者証をお持ちの方	各サービス 喪失手続 （別途相談員経由で提出している場合不要）	受給者証 （受給者証をお忘れでもお寄りください）	⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2133）	○
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している方	・届出住所変更 （県内への転出の場合） ・各手当　喪失手続 （県外への転出の場合）		⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2043）	○
障がい者医療費受給者証・高齢障がい者医療費受給者証をお持ちの方	各受給者証　喪失手続	障がい者医療費受給者証/高齢障がい者医療費受給者証	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
通所受給者証（児童発達支援・放課後等デイサービス）をお持ちの方	各サービス 喪失手続 （別途相談員経由で提出している場合不要）	受給者証 （受給者証をお忘れでもお寄りください）	⑰ こども政策課 （0797-38-2045）	―
その他				
外国籍の方	メールアドレスの削除		北館3階 国際文化推進課 （0797-38-2008）	―
税金の支払いをしていて海外に転出する方	納税管理人の指定	※課税課までお問い合わせください。	㉚ 課税課 （0797-38-2015）	○
原動機付自転車（125cc以下）を所有している方 ※三輪・四輪の軽自動車を所有している方 → 軽自動車検査協会兵庫事務所（050-3816-1847） ※二輪（125cc超）のバイクを所有している方 → 神戸運輸監理部兵庫陸運部（050-5540-2066）	廃車	芦屋市のナンバープレート及び標識交付証明書		
水道使用者（名義人）の方	水道使用中止の手続	右記「二次元コード」もしくは「上下水道部お客様センター」よりお手続ください。	東館1階 上下水道部 お客様センター （0797-38-2082）	（電子申請可）
芦屋市霊園にお墓がある方	届出住所変更	※環境課までお問い合わせください。	※北館3階 環境課 （0797-38-3105）	○ （電子申請可）
海外で国政選挙に投票する方	＜国内転出＞不要 ＜国外転出＞任意	在外選挙人名簿への申請が必要です。転出予定日までは選挙管理委員会、出国後は国外住所を管轄する在外公館で申請してください。	選挙管理委員会 （0797-38-2100）	―

注意書き

● 転出証明書の異動(予定)日【令和　年　月　日】以後は、芦屋市に住所がないものとして取り扱います。

● 住民票の写し・印鑑登録証明書の交付について

芦屋市の**住民票の写し・印鑑登録証明書**が必要になった方は、**異動(予定)日の前日まで**は発行できますので、
転出証明書(国外転出の場合はパスポート)、本人確認書類、印鑑登録証(印鑑登録証明書が必要な場合)をお持ちのうえで、請求してください。
(転出の届出後は、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書取得はできなくなります。)

● 転入届について

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入先の市区町村で転入の届出をしてください。
(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料を科せられることがありますので、ご注意ください。)

・マイナンバーカードでお手続する場合は、必ずカードを持参してください。暗証番号の入力が必要となります。
・新しい住所地での同一世帯の方が手続を行う場合は、暗証番号の入力もしくはカード取得者からの委任状が必要です。
・同一世帯以外の方が手続される場合は、カード取得者本人からの委任状が必要です。
※ご不明な点は、転入先の市区町村にご確認ください。

● マイナンバーカードについて

以下のいずれかに当てはまる場合は、カードが自動的に廃止となりますのでご注意ください。
・転入の届出をしないまま、転出の異動(予定)日から30日を経過した場合
・新しい住所に住み始めた日から14日以上経過してから転入の届出があった場合
・継続利用の手続をしないまま、転入の届出日から90日を経過した場合

● 転出取消について

転出を取り止めた場合は、速やかに以下をお持ちのうえ、転出取消の届出をしてください。
・市外へ転出の届出をした場合:転出証明書及び本人確認書類
・市外へ特例転出の届出をした場合:マイナンバーカード
・国外へ転出の届出をした場合:該当者全員分のパスポート